貿易保険の保険料率等に関する規程

平成16年７月２日　04-制度-00034

沿革 平成16年７月16日 一部改正

平成17年３月16日 一部改正

平成17年 4月 4日 一部改正

平成17年4月18日 一部改正

平成17年7月13日 一部改正

平成17年９月16日 一部改正

平成18年3月22日 一部改正

平成18年10月2日 一部改正

平成18年10月20日 一部改正

平成19年2月27日 一部改正

平成19年3月22日 一部改正

平成19年6月21日 一部改正

平成19年7月20日 一部改正

平成20年3月14日 一部改正

平成20年9月19日 一部改正

平成20年12月24日 一部改正

平成21年2月10日 一部改正

平成21年3月19日 一部改正

平成22年1月22日 一部改正

平成22年6月21日 一部改正

平成22年9月17日 一部改正

独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。

Ⅰ　用語の定義

この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び各約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。

(1)　非常付保率とは、非常事由に係る付保率をいう。

(2)　信用付保率とは、信用事由に係る付保率をいう。

(3)　非常事由とは、次に掲げる事由をいう。

①　貿易一般保険約款にあっては、同約款第３条第１号のてん補危険については同約款第４条第１号から第10号までに掲げるてん補事由及び同約款第３条第２号又は第４号のてん補危険については同約款第４条第１号から第９号までに掲げるてん補事由

②　貿易代金貸付保険約款にあっては、同約款第３条第１号から第９号までに掲げるてん補事由

③　簡易通知型包括保険約款にあっては、同約款第11条第１号のてん補危険については同約款第12条第１号から第10号までに掲げるてん補事由及び同約款第11条第２号のてん補危険については同約款第12条第１号から第９号までに掲げるてん補事由

④　輸出手形保険約款にあっては、同約款第４条第１号から第４号までに掲げるてん補事由

⑤　前払輸入保険約款にあっては、同約款第３条第１号から第８号までに掲げるてん補事由

⑥　海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款にあっては、同約款第３条第１号から第９号までに掲げるてん補事由

⑦　海外事業資金貸付（保証債務）保険約款にあっては、同約款第３条第１号に掲げるてん補事由

(4)　信用事由とは、次に掲げる事由をいう。

①　貿易一般保険約款にあっては、同約款第３条第１号のてん補危険については同約款第４条第11号から第13号までに掲げるてん補事由及び同約款第３条第２号又は第４号のてん補危険については同約款第４条第12号又は第14号に掲げるてん補事由

②　貿易代金貸付保険約款にあっては、同約款第３条第10号又は第11号に掲げるてん補事由

③　簡易通知型包括保険約款にあっては、同約款第11条第１号のてん補危険については同約款第12条第11号から第13号までに掲げるてん補事由及び同約款第11条第２号のてん補危険については同約款第12条第12号又は第14号に掲げるてん補事由

④　輸出手形保険約款にあっては、同約款第４条第第５号に掲げるてん補事由

⑤　前払輸入保険約款にあっては、同約款第３条第９号又は第10号に掲げるてん補事由

⑥　海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款にあっては、同約款第３条第10号又は第11号に掲げるてん補事由

⑦　海外事業資金貸付（保証債務）保険約款にあっては、同款第３条第２号又は第３号に掲げるてん補事由

(5)　２年未満案件とは、輸出契約等のうち、代金等の決済が起算点から２年未満に行われるもの（１０％以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から２年以上となるものを含む。）又は貸付契約のうち、貸付金の償還が起算点から２年未満に行われるもの（複数の者が協調して貸し付ける貸付契約で被保険者の貸付金額が優先して償還される場合であって、当該償還期間のみが２年未満となるものを除く。）をいう。

(6)　２年以上案件とは、２年未満案件以外の輸出契約等又は貸付契約をいう。

(7)　名簿規程とは、海外商社名簿について（平成１３年４月１日　01-制度-00063）をいう。

(8)　格とは、名簿規程第１条第１項に規定する海外商社名簿において、同項に規定する海外商社ごとに付された同条第２項第２号に規定する格付をいう。

(9)　ＩＬＣとは、ＧＳ格、ＧＡ格、ＧＥ格又はＳＡ格の銀行が発行又は確認する信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものに限る。）であって、取り消すことができないものをいう。

(10)　起算点とは、ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。

(11)　延払元本とは、ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本をいう。

(12)　非延払部分とは、２年以上案件の代金等の額のうち、延払元本及び当該延払元本に付随する金利の額以外の部分をいう。

(13)　設備財等特約書とは、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書をいう。

(14)　技術提供特約書とは、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書をいう。

(15)　企業総合特約書とは、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書をいう。

(16)　消費財特約書とは、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書をいう。

(17)　２年未満貸付特約書とは、貿易代金貸付保険包括保険（２年未満）特約書をいう。

(18)　２年以上貸付特約書とは、貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）特約書をいう。

(19)　個別保険とは、上記(13)から(18)までの特約書又は輸出保証保険包括保険特約書によらず保険契約を締結する場合をいう。

Ⅱ　保険料率

［１］貿易一般保険約款（以下［１］において「約款」という。）に係る保険料率

１　個別保険の場合の船前危険（約款第３条第１号のてん補危険をいう。以下同じ。）又は船後危険（約款第３条第２号又は第４号のてん補危険をいう。以下同じ。）のうち２年未満案件若しくは２年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率

(1)　非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

基本保険料率(％)＝（ａＸ＋ｂ）×非常付保率×商品係数×ｃ

①　係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | 船前危険 | 船後危険 |
| ａ | ｂ | ａ | ｂ |
| Ａ | 0.000023 | 0.009 | 0.000149 | 0.003 |
| Ｂ | 0.000150 | 0.009 | 0.000765 | 0.003 |
| Ｃ | 0.000285 | 0.033 | 0.001515 | 0.010 |
| Ｄ | 0.000439 | 0.033 | 0.002283 | 0.010 |
| Ｅ | 0.000513 | 0.090 | 0.002910 | 0.030 |
| Ｆ | 0.000624 | 0.090 | 0.003431 | 0.030 |
| Ｇ | 0.000676 | 0.285 | 0.004515 | 0.093 |
| Ｈ | 0.000904 | 0.381 | 0.005987 | 0.124 |

(注) 国カテゴリーは、日本貿易保険が別に定める国カテゴリー分類による（以下この規程において同じ。）

②　Ｘは、次の期間の日数（当該日数が３０日未満の場合にあっては３０日）とする。

(ⅰ)　船前危険の場合は、保険契約締結日から起算した輸出、販売又は賃貸の日までの期間（以下「船積前期間」という。）

(ⅱ)　船後危険の場合は、輸出、販売若しくは賃貸の日若しくは対価の確認日（以下「輸出等の日」という。）から決済の期限までの期間（以下「船積後期間」という。）。

③　ｃは次のとおりとする。

　　(ⅰ)　消費財特約書により保険契約を締結する輸出契約であって、当該特約書第4条第3項に定める範囲を超える部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8とする。

　　　(ⅱ)　その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。

(2)　信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

①　船前危険

基本保険料率(％)＝０.０００１３８×Ｘ×信用付保率×商品係数×ａ

(ⅰ)　Ｘは、船積前期間の日数（当該日数が３０日未満の場合にあっては３０日）とする。

(ⅱ)　ａは次のとおりとする。

(ｲ)　消費財特約書にかかる保険契約を締結する輸出契約であって、当該保険の不てん補部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8とする。

　　　　　(ﾛ)　その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。

②　船後危険

基本保険料率(％)＝（ａＸ＋ｂ）×信用付保率×商品係数×ｃ×ｄ

(ⅰ)　係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ａ | ｂ | 調整係数 |
| 政府開発援助契約等（8(4)に規定する２年未満案件をいう。以下同じ。） | 0.000684 | 0.000 | 0.2 |
| 政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はＩＬＣの発行銀行若しくは確認銀行の保険契約締結日における格付 | ＧＳ格､ＧＡ格､ＧＥ格､ＥＥ格又はＳＡ格 |
| ＥＡ格 | 0.001213 | 0.022 | 0.3 |
| ＥＭ格又はＥＦ格 | 0.003282 | 0.064 | 0.45 |

(ⅱ)　Ｘは、次の式により算出した日数（当該日数が３０日未満の場合にあっては３０日とし、１日未満の端数は四捨五入する。）とする。

船積前期間（約款第３条第４号のてん補危険にあっては、保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間。２(2)②(ⅲ)において同じ。）の日数×調整係数＋船積後期間の日数

調整係数は、上記(ⅰ)の表のとおりとする。

(ⅲ)　ｃは、次のとおりとする。

(ｲ) 日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が新たに締結した輸出契約等について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めて保険契約を締結する場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、１.５、２.０、２.５又は３.０のいずれかとする。なお、この場合、代金等の支払人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記(ⅰ)の表のＥＭ格又はＥＦ格の係数を適用する。

(ﾛ) その他の保険契約を締結する場合は、１.０とする。

(ⅳ)　ｄは次のとおりとする。

　　　　(ｲ)　消費財特約書により保険契約を締結する輸出契約であって、当該保険の不てん補部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8とする。

　　　　　(ﾛ)　その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。

(3)　商品係数は、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ | Ｈ |
| 係数 | 3.2 | 3.2 | 3.1 | 3.1 | 3.0 | 3.0 | 2.6 | 2.3 |

２　設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち２年未満案件若しくは２年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率

(1)　非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

①　船前危険

基本保険料率(％)＝（ａＸ＋ｂ）×非常付保率÷０.８

②　船後危険

基本保険料率(％)＝（ａＸ＋ｂ）×非常付保率÷０.９７５

③　係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | 船前危険 | 船後危険 |
| ａ | ｂ | ａ | ｂ |
| Ａ | 0.000014 | 0.006 | 0.000116 | 0.002 |
| Ｂ | 0.000096 | 0.006 | 0.000597 | 0.002 |
| Ｃ | 0.000182 | 0.021 | 0.001182 | 0.008 |
| Ｄ | 0.000281 | 0.021 | 0.001781 | 0.008 |
| Ｅ | 0.000328 | 0.058 | 0.002270 | 0.023 |
| Ｆ | 0.000399 | 0.058 | 0.002676 | 0.023 |
| Ｇ | 0.000433 | 0.182 | 0.003522 | 0.073 |
| Ｈ | 0.000578 | 0.244 | 0.004670 | 0.097 |

④　Ｘは、上記１(1)②の規定を準用する。

(2)　信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

①　船前危険

基本保険料率(％)＝０.００００９×Ｘ×信用付保率÷０.８×ｃ

(ⅰ)　Ｘは、船積前期間の日数（当該日数が３０日未満の場合にあっては３０日）とする。

(ⅱ)　ｃは、次のとおりとする。

(ｲ)　設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。

(a)　保険契約締結日においてＧＳ格、ＧＡ格、ＧＥ格、ＳＡ格、ＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格又はＥＦ格の者を相手方とする輸出契約等（契約金額が５００億円を超えるものに限る。）については、その危険の程度に応じて、１.０又は３．０とする。

(b)　保険契約締結日においてＰＮ格、ＰＵ格又はＰＴ格の者（海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。）を相手方とする輸出契約等（契約金額が２５億円以上のものに限り、ＩＬＣにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。）の場合は、２.０とする。

(c)　その他の場合は、１.０とする。

(ﾛ)　 企業総合特約書により保険契約を締結する場合は、１.０とする。

②　船後危険

基本保険料率(％)＝（ａＸ＋ｂ）×信用付保率÷０.９×ｃ

(ⅰ)　設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合の係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ａ | ｂ | 調整係数 |
| 政府開発援助契約等 | 0.000493 | 0.000 | 0.2 |
| 政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はＩＬＣの発行銀行若しくは確認銀行の格付 | ＧＳ格､ＧＡ格､ＧＥ格､ＥＥ格､ＳＡ格又はＰＵ格（信用事由をてん補しない場合） |
| ＥＡ格 | 0.000874 | 0.016 | 0.3 |
| ＥＭ格又はＥＦ格（契約金額が50億円未満の場合） | 船積後期間が180日以内の場合 | 0.002364. | 0.046 | 0.45 |
| 船積後期間が180日を超える場合 | 0.007884 | ▲0.948 | 0.45 |

(注)　格付は、保険契約締結日における格付とする。

(ⅱ)　企業総合特約書により保険契約を締結する場合の係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ａ | ｂ | 調整係数 |
| 政府開発援助契約等 | 0.000493 | 0.000 | 0.2 |
| 政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はＩＬＣの発行銀行若しくは確認銀行の格付 | ＧＳ格､ＧＡ格､ＧＥ格､ＥＥ格､ＳＡ格又はＰＵ格（信用事由をてん補しない場合） |
| ＥＡ格 | 0.000874 | 0.016 | 0.3 |
| ＥＭ格又はＥＦ格 | 船積後期間が180日以内の場合 | 0.001182 | 0.023 | 0.45 |
| 船積後期間が180日を超える場合 | 0.003942 | ▲0.474 |

(注)　格付は、企業総合特約書第１条に規定する特約期間の開始日又は企業総合特約書第２条第１項の規定により当該代金等の支払人が新たに登録された日のいずれか遅い日（以下「開始日等」という。）の格付とする。ただし、開始日等において当該代金等の支払人がＥＣ格、ＰＮ格、ＰＵ格若しくはＰＴ格の場合又は事故管理区分（名簿規程別表第２に該当する格付をいう。）の格付（以下この注において「ＥＣ格等」という。）であって、ＥＣ格等以外の格付に変更された場合にあっては、最初の変更日における格付とし、ＰＵ格に変更された場合にあっては変更日（ＰＵ格に変更された後にＥＣ格等以外の格付に再度変更された場合にあっては、最初のＥＣ格等以外の格付への変更日））における格付とする。

(ⅲ)　Ｘは、次の式により算出した日数（当該日数が３０日未満の場合にあっては３０日とし、１日未満の端数は四捨五入する。）とする。

船積前期間の日数×調整係数＋船積後期間の日数

調整係数は、上記(ⅰ)又は(ⅱ)の表のとおりとする。

(ⅳ)　ｃは、次のとおりとする。

(ｲ)　設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。

(a)　保険契約締結日においてＧＳ格、ＧＡ格、ＧＥ格、ＳＡ格、ＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格又はＥＦ格の者（次の（ｂ）に定める者を除く。）を代金等の支払人とする輸出契約等（契約金額が500億円を超えるものに限る。）については、その危険の程度に応じて、１.０又は３．０とする。

(b)　保険契約締結日においてＥＭ格、ＥＦ格、ＰＮ格、ＰＵ格又はＰＴ格の者（海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。）を代金等の支払人とする輸出契約等（契約金額が２５億円以上のものに限り、ＩＬＣにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。）の場合は、２.０とする。

ただし、この場合における上記(ⅰ)の表の適用に当たっては、同表中「代金等の支払人又はＩＬＣの発行銀行若しくは確認銀行の格付」とあるのは「支払保証状又はこれに準ずる書面の発行者の格付」と読み替えるものとする。

(c)　その他の場合は、１.０とする。

(ﾛ) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合にあっては、別表第１のとおりとする。

(ﾊ) 日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が新たに締結した輸出契約等について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めた場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、１.５、２.０、２.５又は３.０のいずれかとする。なお、この場合、代金等の支払人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記(ⅰ)の表のＥＭ格又はＥＦ格の係数を適用する。

(ﾆ) その他の保険契約を締結する場合は、１.０とする。

３　船後危険に係る割増・割引料率は、上記１又は２で算出した船後危険に係る基本保険料率にそれぞれ(1)及び(2)に規定する割増・割引係数を乗じて得た率を保険料率とする。

(1)　 知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成15年10月1日 03-制度-00065）に規定する特約を付して保険契約を締結する場合　当該保険契約で定められた保険金支払限度額の非常事由に係る保険金額の総額に対する割合（小数点以下第３位を四捨五入し、第２位までを有効とする。）

(2)　 貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（以下「外貨建特約書」という。）を付して保険契約を締結する場合（２年以上案件の場合を除く。）　１．１０

４　消費財特約書により保険契約を締結する場合の非常事由に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出する。

(1)　船前危険

保険料率(％)＝ａ×非常付保率÷0.6

（小数点以下第５位を四捨五入し、第４位までを有効とする。）

(2) 船後危険

保険料率(％)＝ａ×非常付保率÷0.6

(3)　係数ａは、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ | Ｈ |
| 船前危険 | 0.0030 | 0.0053 | 0.0149 | 0.0176 | 0.0362 | 0.0382 | 0.0977 | 0.1306 |
| 船後危険 | 0.003 | 0.011 | 0.024 | 0.034 | 0.048 | 0.055 | 0.089 | 0.118 |

５　船後危険のうち、２年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率

(1)　個別保険又は設備財等特約書若しくは技術提供特約書に係る基本保険料率は、次の式により算出する。

基本保険料率(％)＝(aＸ＋b）×非常付保率÷０.９５×｛（非常付保率－０.９５)÷０.０５×c＋１｝×d×商品係数

①　係数ａ、ｂ、ｃ及びｄは、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | ａ | ｂ | ｃ | ｄ |
| Ａ | 0.050 | 0.175 | 0.00000 | 0.99650 |
| Ｂ | 0.100 | 0.350 | 0.00000 | 0.99650 |
| Ｃ | 0.225 | 0.350 | 0.00337 | 0.99350 |
| Ｄ | 0.392 | 0.400 | 0.00489 | 0.98500 |
| Ｅ | 0.585 | 0.500 | 0.01639 | 0.98250 |
| Ｆ | 0.780 | 0.800 | 0.03657 | 0.98250 |
| Ｇ | 0.950 | 1.200 | 0.05878 | 0.98000 |
| Ｈ | 1.120 | 1.800 | 0.08598 | 0.98000 |

②　Ｘは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。

基本保険料率適用期間年数＝期間ＭＳ日から起算点までの期間＋延払期間

延払期間は、次の式により算出する。

延払期間　＝　（ＷＡＬ　－　０．２５）　÷　０．５

ＷＡＬとは Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。

ＷＡＬ＝×Ｔｙｎ

|  |  |
| --- | --- |
| ｎ | 決済の回数 |
| Ｒｉ | 第ｉ回目の決済（第ｉ回目の決済に係る延払元本の保険価額×Ｔｄｉ÷延払元本の保険価額の総額） |
| Ｔｄｉ | 起算点から第ｉ回目の決済の期限までの日数 |
| Ｔｄｎ | 起算点から最終の決済の期限までの日数 |
| Ｔｙｎ | 起算点から最終の決済の期限までの年数 |

注１：基本保険料率の計算式中、｛　｝内の数値は小数点以下第６位を四捨五入し、第５位までを有効とし、商品係数を乗じる前の数値は小数点以下第４位を四捨五入し第３位までを有効とする。

注２：基本保険料率の計算の各過程（期間ＭＳ日から起算点までの期間、ＷＡＬ、Ｒｉ及びＴｙｎを除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。

注３：期間ＭＳ日から起算点までの期間、ＷＡＬ及びＴｙｎは、小数点以下第３位を四捨五入し、第２位までを有効とする。

注４：期間ＭＳ日は、第１回船積日又は第１回対価確認日から起算して起算点までの期間の中間日をいい、中間日が２日存在する場合は、最初の中間日をいう。

注５：期間ＭＳ日から起算点までの期間は、翌年の期間ＭＳ日の応答日までを１年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の期間ＭＳ日の応答日までの日数で年換算した数値とする。Ｔｙｎについても同様とする。

注６：Ｒｉは小数点以下第７位を四捨五入し、第６位までを有効とする。

③　商品係数は、個別保険にあっては１.３、設備財等特約書又は技術提供特約書にあっては１.０とする。

(2) 割増・割引料率は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に①から⑤までに規定する割増・割引係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。

①　信用事由をてん補しない場合　０.９

②　代金等の支払人が所在する国の政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行又は一流銀行（日本貿易保険が認めた銀行に限る。）(以下②において「政府等」という。）が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証がない輸出契約等（政府等を代金等の支払人とするものを除く。）に係る保険契約であって、信用事由をてん補する場合　次の式により算出した係数（小数点以下第４位を四捨五入し、第３位までを有効とする。）

１＋バイヤーサーチャージ（下表のとおりとする。）×信用付保率÷０.９５

|  |  |
| --- | --- |
| 国カテゴリー | 案件格付 |
| １ | ２ | ３ | ４ | ５ |
| Ａ | 0.62 | 2.05 | 3.48 | 4.92 | 6.35 |
| Ｂ | 0.26 | 0.98 | 1.69 | 2.41 | 3.13 |
| Ｃ | 0.08 | 0.45 | 0.82 | 1.18 | 1.55 |
| Ｄ | 0.01 | 0.23 | 0.45 | 0.67 | 0.90 |
| Ｅ | 0.01 | 0.12 | 0.27 | 0.42 | 0.57 |
| Ｆ | 0.01 | 0.06 | 0.17 | 0.28 | 0.39 |
| Ｇ | 0.01 | 0.03 | 0.12 | 0.21 | 0.29 |
| Ｈ | 0.01 | 0.01 | 0.08 | 0.15 | 0.22 |

③　ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメント第44条の規定に基づき日本以外の参加国が事前通報を行った場合であって、「オフショアエスクロウ口座」又は「国際金融機関との協調貸付」を適用する基準を満たす場合　１－当該通報の割引率（通報を行った国が複数ある場合は最も高い割引率）（小数点以下第４位を四捨五入し、第３位までを有効とする。）

④　外貨建特約書を付して保険契約を締結する場合（代金等がアメリカ合衆国ドル又はユーロで決済される場合を除く。）　１.２７

⑤　輸出契約等に係る保険料を２回に分割して納付する場合　次の式により算出した係数（小数点以下第４位を四捨五入し、第３位までを有効とする。）

０.５＋０.５×（１＋Ｒ)n

(ⅰ)　Ｒは、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利（Commercial Interest Reference Rate）とする。

(ⅱ)　nは、保険契約締結日から第２回目保険料支払日までの期間が１年以内の場合は１とし、当該期間が１年を超える場合は１に１年を超える期間の１年又はその端数ごとに１を加える。

６　個別保険の場合又は消費財特約書若しくは企業総合特約書により保険契約を締結する場合の増加費用(約款第３条第３号のてん補危険をいう。)に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出する。

保険料率(％)＝０.０９×ａ×付保率

係数ａは、下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 仕向国 | 個別保険 | 消費財特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合 |
| アメリカ合衆国、カナダ又はイラク | 13.80 | 1.87 |
| その他の国 | 4.13 | 0.27 |

７　貿易一般保険付加保険特約に係る保険価額当たりの保険料率

(1)　支出費用に係る貿易一般保険の取扱について(平成13年4月1日01-制度-00043)に規定する特約（以下「支出費用特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率

①　約款第３条第４号のてん補危険に係る保険契約が個別保険の場合

(ⅰ)　非常事由に係る保険料率は、次の式により算出する。

保険料率(％)＝（ａＸ）×０.５×非常付保率×商品係数

係数ａは、上記１(1)①の表における船後危険の係数ａとする。

(ⅱ)　信用事由に係る保険料率は、次の式により算出する。

保険料率(％)＝（ａＸ）×０.５×信用付保率×商品係数×ｂ

(ｲ)　係数ａは、下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 代金等の支払人の保険契約締結日における格付 | ａ |
| ＧＳ格､ＧＡ格､ＧＥ格､ＥＥ格又はＳＡ格 | 0.000547 |
| ＥＡ格 | 0.000849 |
| ＥＭ格又はＥＦ格 | 0.001805 |

(ﾛ)　係数ｂは、上記１(2)②(ⅲ)の規定を準用する。

(ⅲ)　Ｘは、技術提供開始の日から起算した最終の対価確認日までの日数（当該日数が３０日未満の場合にあっては３０日）とする。

(ⅳ)　商品係数は、３とする。

②　約款第３条第４号のてん補危険に係る保険契約を設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により締結する場合

(ⅰ)　非常事由に係る保険料率は、次の式により算出する。

保険料率(％)＝（ａＸ）×０.５×非常付保率÷０.９７５

係数ａは、上記２(1)③の表における船後危険の係数ａとする。

(ⅱ)　信用事由に係る保険料率は、次の式により算出する。

保険料率(％)＝（ａＸ）×０.５×信用付保率÷０.９×ｂ

(ｲ)　係数ａは、下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 代金等の支払人の保険契約締結日における格付 | ａ |
| ＧＳ格､ＧＡ格､ＧＥ格､ＥＥ格､ＳＡ格又はＰＵ格（信用事由をてん補しない場合） | 0.000394 |
| ＥＡ格 | 0.000611 |
| ＥＭ格又はＥＦ格 | 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合 | 0.003119 |
| 企業総合特約書により保険契約を締結する場合 | 0.000650 |

(注)　企業総合特約所により保険契約を締結する場合は、上記２(2)②（ⅱ）（注）を準用する。

(ﾛ)　係数ｂは、上記２(2)②(ⅳ)の規定を準用する。

(ⅲ)　Ｘは、上記①(ⅲ)に規定する日数とする。

(2)　 フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年４月１日 01-制度-00042）に規定する特約（以下「フルターンキー特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率

①　約款第３条第２号のてん補危険に係る保険契約が個別保険の場合の保険料率は、次の式により算出する。

保険料率(％)＝（ａＸ＋ｂ）×０.１×非常付保率×商品係数

(ⅰ)　係数ａ及びｂは、上記１(1)①の表における船後危険の係数ａ及びｂとする。

(ⅱ)　Ｘは、期間中間日（第１回船積予定日から起算して輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の引渡日までの期間の中間日をいい、中間日が２日存在する場合は、最初の中間日をいう。）から起算した当該引渡日までの日数（当該日数が３０日未満の場合にあっては３０日）とする。

(ⅲ)　商品係数は、３とする。

②　約款第３条第２号のてん補危険に係る保険契約を設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により締結する場合の保険料率は、次の式により算出する。

保険料率(％)＝（ａＸ＋ｂ）×０.１×非常付保率÷０.９７５

(ⅰ)　係数ａ及びｂは、上記２(1)③の表における船後危険の係数ａ及びｂとする。

(ⅱ)　Ｘは、上記①(ⅱ)に規定する日数とする。

(3)　共同保険の取扱について（平成13年４月１日 01-制度-00062。以下「共同保険規程」という。）に基づき従契約者（共同保険規程に定めるものをいう。以下同じ。）を被保険者として保険契約を締結する場合の保険料率は、上記１から４まで並びに７(1)及び(2)で算出した保険料率に、それぞれ船前危険にあっては１.１５、船後危険にあっては１.３５を乗じて得た率を適用する。

８　上記１から５まで及び７に規定する各係数表における国カテゴリー

(1)　船前危険に係る場合は、輸出貨物等の仕向国の国カテゴリーとし、当該仕向国、当該輸出貨物等の代金等の支払国又は当該代金等の保証国（ＩＬＣ発行国又はＩＬＣ確認国を含む。以下同じ。）が異なるときはいずれか係数の大きい国のカテゴリーとする。ただし、便宜置籍国を仕向国又は支払国とする船舶の輸出契約にあっては、国カテゴリーＡとする。

(2)　船後危険に係る場合は、代金等の支払国の国カテゴリー（便宜置籍国を支払国とする船舶の輸出契約にあっては、国カテゴリーＢ）とし、代金等の支払国と当該代金等の保証国の国カテゴリーが異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。

(3) 上記(2)の規定にかかわらず、支払国以外の国の政府が出資する海外子会社を支払人とする輸出契約等において、約款第４条第１１号のてん補事由をてん補する場合にあっては、当該出資国又は支払国のいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。

(4)　上記(2)の規定にかかわらず、次に掲げる借款等により決済が行われる輸出契約等（当該輸出契約等の決済がＬＣスウィッチ方式により行われるもの、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。）、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等（決済方法のいかんを問わない。）又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の２年未満案件の船後危険の保険料率の計算に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。

イ　次の①から⑪までに掲げる借款等に係る輸出契約等、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等は、国カテゴリーＡとする。

ロ　次の⑫及び⑬に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーＢとする。

ハ　次の⑭及び⑮に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーＣとする。

①　国際協力銀行に係る貸付契約

②　国際復興開発銀行（ＩＢＲＤ）借款

③　国際金融公社（ＩＦＣ）借款

④　国際開発協会（ＩＤＡ）借款

⑤　アジア開発銀行（ＡＤＢ）借款

⑥　米州開発銀行（ＩＤＢ）借款

⑦　欧州開発基金（ＥＤＦ）借款

⑧　欧州復興開発銀行（ＥＢＲＤ）借款

⑨　欧州投資銀行（ＥＩＢ）借款

⑩　国際農業開発基金（ＩＦＡＤ）借款

⑪　アフリカ開発銀行（ＡｆＤＢ）借款

⑫　アフリカ開発基金（ＡｆＤＦ）借款

⑬　カリブ開発銀行（ＣＤＢ）借款

⑭　アンデス開発公社（ＣＡＦ）借款

⑮　中米経済統合銀行（ＣＡＢＥＩ）借款

(5)　上記(2)及び(4)の規定にかかわらず、次の国を仕向国とする輸出契約等に係る代金等のうち、当該仕向国内における輸出貨物等の引渡しを支払条件と定めているもの（当該引渡時に確認される技術等の提供の対価を除く。）の船後危険に係る保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。

①　アフガニスタン

②　イラク

(6)　支出費用特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。

(7)　フルターンキー特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。

(8)　共同保険規程に基づいて保険契約を締結する場合の上記７(3)に規定する「上記１から４まで並びに７(1)及び(2)で算出した保険料率」の算出に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。

　①船前危険に係る場合は、輸出貨物等の仕向国の国カテゴリーとし、当該仕向国、当該輸出貨物等の代金等の支払国、当該代金等の保証国、主契約（共同保険規程に定めるものをいう。以下同じ。）に基づく債務の履行の対価の支払国又は当該対価の保証国が異なるときはいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。

　②船後危険に係る場合は、主契約に基づく債務の履行の対価の支払国の国カテゴリーとし、対価の支払国と当該対価の保証国が異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。

［２］貿易代金貸付保険約款（以下［２］において「約款」という。）に係る保険料率

１　個別保険（２年未満案件に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率

(1)　非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

基本保険料率(％)＝（ａＸ＋ｂ）×非常付保率×商品係数

①　係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | ａ | ｂ |
| Ａ | 0.000149 | 0.003 |
| Ｂ | 0.000765 | 0.003 |
| Ｃ | 0.001515 | 0.010 |
| Ｄ | 0.002283 | 0.010 |
| Ｅ | 0.002910 | 0.030 |
| Ｆ | 0.003431 | 0.030 |
| Ｇ | 0.004515 | 0.093 |
| Ｈ | 0.005987 | 0.124 |

②　Ｘは、貸付の日から償還の期限までの期間（以下１及び２において「償還期間」という。）の日数（当該日数が３０日未満の場合にあっては３０日）とする。

(2)　信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

基本保険料率(％)＝（ａＸ＋ｂ）×信用付保率×商品係数×ｃ

①　係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 借入人の保険契約締結日における格付 | ａ | ｂ | 調整係数 |
| ＧＳ格､ＧＡ格､ＧＥ格､ＥＥ格又はＳＡ格 | 0.000684 | 0.000 | 0.2 |
| ＥＡ格 | 0.001213 | 0.022 | 0.3 |
| ＥＭ格又はＥＦ格 | 0.003282 | 0.064 | 0.45 |

②　Ｘは、次の式により算出した日数（当該日数が３０日未満の場合にあっては３０日とし、１日未満の端数は四捨五入する。）とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 保険契約締結日から起算した貸付の日までの期間（以下「貸付前期間」という。）の日数 | × | 調整係数 | ＋ | 償還期間の日数 |

調整係数は、上記①の表のとおりとする。

③　ｃは、次のとおりとする。

(ⅰ) 日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が新たに締結した貸付契約について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めて保険契約を締結する場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、１.５、２.０、２.５又は３.０のいずれかとする。なお、この場合、借入人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記①の表のＥＭ格又はＥＦ格の係数を適用する。

(ⅱ) その他の保険契約を締結する場合は、１.０とする。

(3)　商品係数は、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ | Ｈ |
| 係数 | 3.2 | 3.2 | 3.1 | 3.1 | 3.0 | 3.0 | 2.6 | 2.3 |

２　２年未満貸付特約書に係る保険価額当たりの保険料率

(1)　非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

基本保険料率(％)＝（ａＸ＋ｂ）×非常付保率÷０.９７５

①　係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | ａ | ｂ |
| Ａ | 0.000116 | 0.002 |
| Ｂ | 0.000597 | 0.002 |
| Ｃ | 0.001182 | 0.008 |
| Ｄ | 0.001781 | 0.008 |
| Ｅ | 0.002270 | 0.023 |
| Ｆ | 0.002676 | 0.023 |
| Ｇ | 0.003522 | 0.073 |
| Ｈ | 0.004670 | 0.097 |

②　Ｘは、償還期間の日数（当該日数が３０日未満の場合にあっては３０日とし、１日未満の端数は四捨五入する。）とする。

(2)　信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

基本保険料率(％)＝（ａＸ＋ｂ）×信用付保率÷０.９×ｃ

①　係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 借入人の保険契約締結日における格付 | ａ | ｂ | 調整係数 |
| ＧＳ格､ＧＡ格､ＧＥ格､ＥＥ格又はＳＡ格 | 0.000493 | 0.000 | 0.2 |
| ＥＡ格 | 0.000874 | 0.016 | 0.3 |
| ＥＭ格又はＥＦ格 | 0.005672 | 0.111 | 0.45 |

②　Ｘは、次の式により算出した日数（当該日数が３０日未満の場合にあっては３０日とし、１日未満の端数は四捨五入する。）とする。

貸付前期間の日数×調整係数＋償還期間の日数

調整係数は、上記①の表のとおりとする。

③　ｃは、次のとおりとする。

(ⅰ) 日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が新たに締結した貸付契約について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めて保険契約を締結する場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、１.５、２.０、２.５又は３.０のいずれかとする。なお、この場合、借入人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記①の表のＥＭ格又はＥＦ格の係数を適用する。

(ⅱ)　その他の保険契約を締結する場合は、１.０とする。

３　貿易代金貸付保険（外貨建対応方式）特約書を付して保険契約を締結する場合は、上記１又は２で算出した基本保険料率に１.１０を乗じて得た率を保険料率とする。

４　個別保険（２年以上案件に限る。）又は２年以上貸付特約書に係る貸付元本及び当該貸付元本に付随する金利の保険価額（貸付元本に係るものに限る。）当たりの保険料率

(1)　基本保険料率は、次の式により算出する。

基本保険料率(％)＝(aＸ＋b）×非常付保率÷０.９５×｛（非常付保率－０.９５)÷０.０５×c＋１｝×d×商品係数

①　係数ａ、ｂ、ｃ及びｄは、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | ａ | ｂ | ｃ | ｄ |
| Ａ | 0.050 | 0.175 | 0.00000 | 0.99650 |
| Ｂ | 0.100 | 0.350 | 0.00000 | 0.99650 |
| Ｃ | 0.225 | 0.350 | 0.00337 | 0.99350 |
| Ｄ | 0.392 | 0.400 | 0.00489 | 0.98500 |
| Ｅ | 0.585 | 0.500 | 0.01639 | 0.98250 |
| Ｆ | 0.780 | 0.800 | 0.03657 | 0.98250 |
| Ｇ | 0.950 | 1.200 | 0.05878 | 0.98000 |
| Ｈ | 1.120 | 1.800 | 0.08598 | 0.98000 |

②　Ｘは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。

基本保険料率適用期間年数＝期間ＭＳ日から起算点までの期間＋償還期間

償還期間は、次の式により算出する。ただし、ＷＡＬが０.５未満となる場合はＷＡＬを償還期間とする。

償還期間＝（ＷＡＬ－０.２５）÷０.５

ＷＡＬとは Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。

ＷＡＬ＝×Ｔｙｎ

|  |  |
| --- | --- |
| ｎ | 償還の回数 |
| Ｒｉ | 第ｉ回目の償還（第ｉ回目の償還に係る償還元本の保険価額×Ｔｄｉ÷償還元本の保険価額の総額） |
| Ｔｄｉ | 起算点から第ｉ回目の償還の期限までの日数 |
| Ｔｄｎ | 起算点から最終の償還の期限までの日数 |
| Ｔｙｎ | 起算点から最終の償還の期限までの年数 |

注１：基本保険料率の計算式中、｛　｝内の数値は小数点以下第６位を四捨五入し、第５位までを有効とし、商品係数を乗じる前の数値は小数点以下第４位を四捨五入し第３位までを有効とする。

注２：基本保険料率の計算の各過程（期間ＭＳ日から起算点までの期間、ＷＡＬ、Ｒｉ及びＴｙｎを除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。

注３：期間ＭＳ日から起算点までの期間、ＷＡＬ及びＴｙｎは、小数点以下第３位を四捨五入し、第２位までを有効とする。

注４：期間ＭＳ日は、第１回貸付日から起算して起算点までの期間の中間日をいい、中間日が２日存在する場合は、最初の中間日をいう。

注５：期間ＭＳ日から起算点までの期間は、翌年の期間ＭＳ日の応答日までを１年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の期間ＭＳ日の応答日までの日数で年換算した数値とする。Ｔｙｎについても同様とする。

注６：Ｒｉは小数点以下第７位を四捨五入し、第６位までを有効とする。

③　商品係数は、個別保険にあっては１.３、２年以上貸付特約書にあっては１.０とする。

(2)　割増・割引料率は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に①から⑤までに規定する割増・割引係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。

①　信用事由をてん補しない場合（プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、借入人が生み出す生産物を買い取る者（以下①において「オフテイカー」という。）の借入人に対する買取代金の支払いについてオフテイカーが所在する国の政府の保証が付されている貸付契約であって、当該保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、約款第３条第９号の事由としててん補する場合を除く。）　０.９

②　借入人が所在する国の政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行又は一流銀行（日本貿易保険が認めた銀行に限る。）(以下②において「政府等」という。）が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない貸付契約（政府等を借入人とするものを除く。）に係る保険契約であって、信用事由をてん補する場合　次の式により算出した係数（小数点以下第４位を四捨五入し、第３位までを有効とする。）

１＋バイヤーサーチャージ（下表のとおりとする。）×信用付保率÷０.９５

|  |  |
| --- | --- |
| 国カテゴリー | 案件格付 |
| １ | ２ | ３ | ４ | ５ |
| Ａ | 0.62 | 2.05 | 3.48 | 4.92 | 6.35 |
| Ｂ | 0.26 | 0.98 | 1.69 | 2.41 | 3.13 |
| Ｃ | 0.08 | 0.45 | 0.82 | 1.18 | 1.55 |
| Ｄ | 0.01 | 0.23 | 0.45 | 0.67 | 0.90 |
| Ｅ | 0.01 | 0.12 | 0.27 | 0.42 | 0.57 |
| Ｆ | 0.01 | 0.06 | 0.17 | 0.28 | 0.39 |
| Ｇ | 0.01 | 0.03 | 0.12 | 0.21 | 0.29 |
| Ｈ | 0.01 | 0.01 | 0.08 | 0.15 | 0.22 |

③　ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメント第44条の規定に基づき日本以外の参加国が事前通報を行った場合であって、「オフショアエスクロウ口座」又は「国際金融機関との協調貸付」を適用する基準を満たす場合　１－当該通報の割引率（通報を行った国が複数ある場合は最も高い割引率）（小数点以下第４位を四捨五入し、第３位までを有効とする。）

④　貿易代金貸付保険（外貨建対応方式）特約書を付して保険契約を締結する場合（貸付金がアメリカ合衆国ドル又はユーロで償還される場合を除く。）　１.２７

⑤　貸付契約に係る保険料を２回に分割して納付する場合　次の式により算出した係数（小数点以下第４位を四捨五入し、第３位までを有効とする。）

０.５＋０.５×（１＋Ｒ)n

(ⅰ)　Ｒは、償還が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利（Commercial Interest Reference Rate）とする。

(ⅱ)　nは、保険契約締結日から第２回目保険料支払日までの期間が１年以内の場合は１とし、当該期間が１年を超える場合は１に１年を超える期間の１年又はその端数ごとに１を加える。

５　上記１、２及び４に規定する各係数表における国カテゴリー

(1)　貸付金の償還国の国カテゴリーとし、貸付金の償還国と当該貸付金の保証国が異なるときには当該保証国の国カテゴリーとする。

(2)　上記(1)の規定にかかわらず、２年以上案件のうちプロジェクト・ファイナンス案件の場合は、貸付金の償還国と事業が行われる国が異なるときには、いずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。

ただし、国カテゴリーが異なる二以上の国で事業が行われる場合にあっては、当該二以上の国にそれぞれ適用される係数を当該プロジェクトの設備投資の額に基づき加重平均したものと貸付金の償還国に適用される係数のいずれか大きい方を適用し、上記４(1)の基本保険料率を算出する。

(3)　上記(1)の規定にかかわらず、次に掲げる機関を借入人とする２年以上案件に係る保険料率は、次の国カテゴリーとする。

アンデス開発公社（ＣＡＦ）及び中米経済統合銀行（ＣＡＢＥＩ）は、国カテゴリーＣとする。

［３］限度額設定型貿易保険約款に係る保険料率は、別表第２のとおりとする。

［４］中小企業輸出代金保険約款に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出した率とする。

保険料率(％)＝（a＋ｃ）×Ｘ＋ｂ＋ｄ

(1)　係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | ａ | ｂ |
| Ａ | 0.000424 | 0.009 |
| Ｂ | 0.002181 | 0.009 |
| Ｃ | 0.004317 | 0.029 |
| Ｄ | 0.006507 | 0.029 |
| Ｅ | 0.008293 | 0.085 |
| Ｆ | 0.009778 | 0.085 |
| Ｇ | 0.012867 | 0.266 |
| Ｈ | 0.017062 | 0.354 |

(2)　 係数ｃ及びｄは、下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ｃ | ｄ |
| 政府開発援助契約等 | 0.001951 | 0.006 |
| 政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金の支払人又はＩＬＣの発行銀行若しくは確認銀行の保険契約締結日における格付 | ＧＳ格､ＧＡ格､ＧＥ格､ＥＥ格又はＳＡ格 |
| ＥＡ格 | 0.003458 | 0.080 |
| ＥＭ格又はＥＦ格 | 0.009354 | 0.249 |

(3)　Ｘは、輸出の日から決済の期限までの期間の日数（当該日数が３０日未満の場合にあっては３０日）とする。

(4)　上記(1)に規定する係数表における国カテゴリーは、代金の支払国の国カテゴリーとし、代金の支払国と当該代金の保証国が異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。ただし、政府開発援助契約等に該当する輸出契約の場合は、上記［１］８(4)の規定を準用する。

［５］簡易通知型包括保険約款（以下［５］において約款という。）に係る保険料率

１　船前危険（約款第11条第１号のてん補危険をいう。）に係る保険料率は、以下のとおりとする。

|  |
| --- |
| 国カテゴリー別保険料率（年率） |
| Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ | Ｈ |
| 0.055％ | 0.092％ | 0.150％ | 0.196％ | 0.263％ | 0.296％ | 0.466％ | 0.610％ |

注１：上記は、船積前保険金支払限度額当たりの保険料率とする。

注２：国カテゴリーは、期初（仕向国のみ追加する場合を除く。以下同じ。）に登録された仕向国及び輸出契約等の相手方が所在する国のうち、いずれか係数の大きい国のカテゴリーとする。

２　船後危険（約款第11条第２項のてん補危険をいう。以下同じ。）に係る保険料率

(1)　非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

基本保険料率(％)＝（ａＸ＋ｂ）×非常付保率÷０.９７５

①　係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | ａ | ｂ |
| Ａ | 0.000116 | 0.002 |
| Ｂ | 0.000597 | 0.002 |
| Ｃ | 0.001182 | 0.008 |
| Ｄ | 0.001781 | 0.008 |
| Ｅ | 0.00227 | 0.023 |
| Ｆ | 0.002676 | 0.023 |
| Ｇ | 0.003522 | 0.073 |
| Ｈ | 0.00467 | 0.097 |

（注）国カテゴリーは、引受基準適用日の属する保険年度の期初における代金等の支払国の国カテゴリーとする。ただし、引受基準適用日の属する保険年度の期初における代金等の支払国の国カテゴリーと引受基準適用日における当該代金等の保証国の国カテゴリーが異なるときは、引受基準適用日における当該保証国の国カテゴリーとする。

②　Ｘは、船積の日から決済の期限までの期間に応じて次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 船積の日から決済の期限までの期間 | Ｘ |
| 90日以下 | 90 |
| 91日から180日 | 180 |
| 181日から365日 | 365 |

（注）閏年の場合は、「181日から365日」は「181日から366日」に読み替える（以下同じ）。

(2)　信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

基本保険料率(％)＝（ａＸ＋ｂ）×信用付保率÷０.９×ｃ

①　係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ａ | ｂ | 調整係数 |
| 政府開発援助契約等 | 0.000493 | 0.000 | 0.2 |
| 政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はＩＬＣの発行銀行若しくは確認銀行の格付 | ＧＳ格､ＧＡ格､ＧＥ格､ＥＥ格､ＳＡ格又はＰＵ格（信用事由をてん補しない場合） |
| ＥＡ格 | 0.000874 | 0.016 | 0.3 |
| ＥＭ格又はＥＦ格 | 船積後期間が180日以内の場合 | 0.001182 | 0.023 | 0.45 |
| 船積後期間が180日を超える場合 | 0.003942 | ▲0.474 |

(注)　格付は、引受基準適用日の属する保険年度の期初（以下「開始日等」という。）における代金等の支払人の格付とする。ただし、開始日等において当該代金等の支払人がＥＣ格、ＳＣ格、ＰＮ格、ＰＵ格若しくはＰＴ格の場合又は事故管理区分（名簿規程別表第２に該当する格付をいう。）の格付（以下この注において「ＥＣ格等」という。）であって、引受基準適用日までの間に、ＥＣ格等以外の格付に変更された場合にあっては、最初の変更日における格付とし、ＰＵ格に変更された場合にあっては変更日（ＰＵ格に変更された後にＥＣ格等以外の格付に再度変更された場合にあっては、最初のＥＣ格等以外の格付への変更日）における格付とする。

②　Ｘは、次の式により算出した日数（１日未満の端数は四捨五入する。）とする。調整係数は、上記①の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 船積後期間の日数 | Ｘ |
| 90日以下 | 44×調整係数＋90 |
| 91日から180日 | 44×調整係数＋180 |
| 181日から365日 | 44×調整係数＋365 |

③　ｃは別表第３のとおりとする。

３　増加費用特約に係る保険料率

増加費用(約款第11条第３号のてん補危険をいう。)に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出する。

保険料率(％)＝０．０９×ａ×付保率

　係数ａは、下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 仕向国 | a |
| アメリカ合衆国、カナダ又はイラク | 1.87 |
| その他の国 | 0.27 |

４　上記２に規定する係数表における国カテゴリー

上記２(1)①の（注）の規定にかかわらず、政府開発援助契約等（［１］８(4)に掲げる借款等をいう。）により決済が行われる輸出契約等（当該輸出契約等の決済がＬＣスウィッチ方式により行われるもの、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。）又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の船後危険の保険料率の計算に当たっては、［１］８(4)のイ、ロ又はハの国カテゴリーを適用する。

［６］輸出手形保険約款に係る保険料率は、別表第４のとおりとする。ただし、非常事由に係る場合の保険料率は、同表の率に荷為替手形の支払国の下表に掲げる国別倍率を乗じて得た率とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ | Ｈ |
| 国別倍率 | ０．４ | １．０ | １．５ | ２．０ | ２．５ | ３．０ | ４．０ | ５．０ |

［７］輸出保証保険約款（以下［７］において「約款」という。）に係る保険金額当たりの保険料率は、次の式により算出する。

保険料率(％)＝０.０２５×Ｘ×商品係数

(1)　係数Ｘは、保険期間（約款第８条第１項に規定する保険責任の開始日から起算した同条第２項に規定する保険責任の終了日までの期間をいう。）が３月以内の場合は１とし、当該期間が３月を超える場合は１に３月を超える期間の３月又はその端数ごとに１を加える。

(2)　商品係数は、輸出保証保険包括保険特約書により保険契約を締結する場合は１．０とし、個別保険の場合は３．０とする。

［８］前払輸入保険約款に係る保険金額当たりの保険料率は、次の式により算出する。

非常事由に係る場合の保険料率(％)＝（０.０４２＋０.０３４×Ｘ）×国別倍率

信用事由に係る場合の保険料率(％)＝０.１８０＋０.１４８×Ｘ

 (1)　係数Ｘは、保険期間（約款第９条第１項に規定する保険責任の開始日から起算した同条第２項に規定する保険責任の終了日までの期間をいう。）が６月以内の場合は１とし、保険期間が６月を超える場合は１に６月を超える期間の６月又はその端数ごとに１を加える。

(2)　 国別倍率は、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ | Ｈ |
| 国別倍率 | ０．４ | １．０ | １．５ | ２．０ | ２．５ | ３．０ | ４．０ | ５．０ |

(3)　上記(2)に規定する係数表における国カテゴリーは、前払輸入契約における前払金の返還国の国カテゴリーとし、当該返還国と船積国が異なるときは、同表に掲げる国別倍率のいずれか高い国の国カテゴリーとする。

［９］海外投資（株式等）保険約款（以下「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「不動産約款」という。）に係る保険料率

１　基本保険料率は、次のとおりとする。

(1)　株式約款第２条第１項第１号から第５号までに掲げるてん補事由に係る保険契約又は不動産約款第２条各号に掲げるてん補事由に係る保険契約にあっては、保険年度（保険期間の開始日から１２月ごとの期間をいう。以下［９］において同じ。）ごとに別表第５のとおりとする。

(2)　株式約款第２条第１項第１号から第４号までに掲げるてん補事由に係る保険契約（元本のみを対象とする保険契約に限る。）又は不動産約款第２条第１号から第３号までに掲げるてん補事由に係る保険契約（以下別表第５の２において「送金リスク不てん補型」と総称する。）にあっては、保険年度ごとに別表第５の２のとおりとする。

(3)株式約款第２条第１項第６号に掲げるてん補事由に係る保険契約にあっては、保険年度ごとに０．２％とする。

２　割増・割引料率は、次のとおりとする。

(1)　被保険投資の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該被保険投資の相手方等が行う事業その他被保険投資に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、当該被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって、事業の遂行上特に重要なもの（以下「重要資産等」という。）を外国政府等による当該契約の義務の不履行若しくはこれに反する行為によって侵害されたこととして、てん補の対象とする場合の割増保険料率は、上記１の基本保険料率に０.２％を加えた率とする。

(2) 被保険投資の対象となる株式又は別に付した特約において重要資産等に含めた株式に質権が設定されている場合（ただし、保険金請求時までに質権を消滅させることを条件としている場合又はこれと並行して貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が当該質権の質権者である場合を除く。）の保険料率は、上記１の基本保険料率（上記２(1)が適用される場合にあっては、２(1)において計算された率）に１．１を乗じて得た率とする。

(3) 保険期間の開始日後に送金が行われる場合の当該送金額に係る当該送金日を含む保険年度における保険料率は、上記１の基本保険料率（上記２(1)又は上記２(2)が適用される場合にあっては、上記２(1)又は上記２(2)において計算された率。以下(4)において同じ。）に送金が行われた日の属する月から当該保険年度末の月までの月数を１２で除して得た数値（小数点以下第３位を四捨五入し、第２位までを有効とする。）を乗じて得た率とする。

(4) 増資に伴う送金額について保険金額を増額する場合の当該送金額に係る保険金額の増額が承認された日又は当該送金日のいずれか遅い日（以下「承認日等」という。）を含む保険年度における保険料率は、上記１の基本保険料率に承認日等の属する月から当該保険年度末の月までの月数を１２で除して得た数値（小数点以下第３位を四捨五入し、第２位までを有効とする。）を乗じて得た率とする。

(5) 株式約款第３４条第２項の規程に基づく請求を行う場合であって統合先証券（海外投資保険運用規程（平成13年４月１日 01-制度-00038）第20条第１項に規定するものをいう。）の保険年度の開始月と被統合証券（海外投資保険運用規程第20条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）の保険年度の開始月が異なるときの、被統合証券の保険金額に係る証券統合後の保険料率は、次のとおりとする。

①　証券統合を行う日（以下「統合日」という。）を含む証券統合後の保険年度（以下「統合保険年度」という。）の末月が被統合証券に係る統合日を含む統合前の保険年度（以下「被統合保険年度」という。）末月より早い場合の統合保険年度の翌保険年度における保険料率

上記１の基本保険料率に、１２月から統合保険年度の翌保険年度の開始月から被統合保険年度の末月までの月数を控除した月数を１２で除して得た数値（小数点以下第３位を四捨五入し、第２位までを有効とする。）を乗じて得た率

②　統合保険年度の末月が被統合保険年度の末月より遅い場合の統合保険年度における保険料率

上記１の基本保険料率に、１２月から統合保険年度の開始月から被統合保険年度の末月までの月数を控除した月数を１２で除して得た数値（小数点以下第３位を四捨五入し、第２位までを有効とする。）を乗じて得た率

３　国カテゴリーは、次のとおりとする。

(1) 被保険投資の相手方の存在する国の国カテゴリーとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、被保険投資の相手方の存在する国と重要資産等の存在する国が異な

るときには、これらのうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーとする。

(3) 上記(1)、(2)にかかわらず、株式約款第２条第２項の特約を付した場合であって、被保険

投資の相手方の存在する国と当該特約に係る被保険投資の相手方が株式等の取得を行っている法人の存在する国（以下「再投資先国」という。）が異なるときには、次のとおりとする。

①　再投資先国について当該特約内容をてん補しない部分にあっては被保険投資の相手方の存在する国の国カテゴリー

②　再投資先国について当該特約内容をてん補する部分にあっては、被保険投資の相手方の存在する国と再投資先国のうちいずれか保険料率の高い国（再投資先国が複数存在する場合にあっては、被保険投資の存在する国と当該特約内容をてん補する再投資先国のうちそれぞれいずれか保険料率の高い国）の国カテゴリー

［１０］海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下［10］において「貸付金約款」という。）に係る保険料率又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下［10］において「保証約款」という。）に係る保険料率

１　保険金額（貸付金約款にあっては貸付金債権等の元本に係るものに限り（以下Ⅲ［４］において同じ。）、保証約款にあっては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る（以下Ⅲ［４］において同じ。）。）当たりの基本保険料率は次のとおりとする。

非常事由に係る基本保険料率(％)＝（ａＸ＋ｂ）×ｃ×ｄ

信用事由に係る基本保険料率(％)＝（ａＸ＋ｂ）

(1) 係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

なお、信用事由に係る場合にあっては、

①　貸付金約款に基づく保険契約であって、海外事業資金貸付を行った国の政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行又は一流銀行（日本貿易保険が認めた銀行に限る。）（以下(1)において「政府等」という。）が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない海外事業資金貸付（政府等に直接貸し付けるもの又は政府等の債券の購入を除く。）に係るものの場合は、危険の程度に応じて下表の案件格付１から案件格付７までの係数とし、その他の場合は、案件格付１の係数とする。

②　保証約款に基づく保険契約にあっては、危険の程度に応じて下表の案件格付１から案件格付７までの係数とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | 非常事由に係る場合 | 信用事由に係る場合 | ｃ |
| 案件格付１ | 案件格付２ | 案件格付３ | 案件格付４ | 案件格付５ | 案件格付６ | 案件格付７ |
| ａ | ｂ | ａ | ｂ | ａ | ｂ | ａ | ｂ | ａ | ｂ | ａ | ｂ | ａ | ｂ | ａ | ｂ |
| Ａ | 0.083 | 0.144 | 0.020 | 0.034 | 0.119 | 0.204 | 0.198 | 0.340 | 0.277 | 0.476 | 0.356 | 0.612 | 0.791 | 1.360 | 1.977 | 3.400 | 1.24 |
| Ｂ | 0.120 | 0.207 | 1.17 |
| Ｃ | 0.153 | 0.265 | 1.13 |
| Ｄ | 0.192 | 0.331 | 1.10 |
| Ｅ | 0.225 | 0.390 | 1.09 |
| Ｆ | 0.259 | 0.449 | 1.08 |
| Ｇ | 0.425 | 0.735 | 1.05 |
| Ｈ | 0.473 | 0.819 | 1.04 |

(2)　 上記(1)の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年3月22日07－制度－00012）に規定する資源エネルギー総合保険Ａ特約（以下［１０］において「Ａ特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の係数ａ及びｂは、下表のとおりとし、信用事由に係る場合にあっては危険の程度に応じて下表の案件格付１から案件格付７までの係数とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 非常事由に係る場合 | 信用事由に係る場合 |
| 案件格付１ | 案件格付２ | 案件格付３ | 案件格付４ | 案件格付５ | 案件格付６ | 案件格付７ |
| ａ | ｂ | ａ | ｂ | ａ | ｂ | ａ | ｂ | ａ | ｂ | ａ | ｂ | ａ | ｂ | ａ | ｂ |
| 0.099 | 0.170 | 0.020 | 0.034 | 0.059 | 0.102 | 0.198 | 0.340 | 0.277 | 0.476 | 0.356 | 0.612 | 0.791 | 1.360 | 1.977 | 3.400 |

(3)　Ｘは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。

基本保険料率適用期間年数＝貸出の期間＋償還の期間

注１：貸出とは、次の各号に該当する場合にあっては、各号に規定するものをいう。（以下(3)において同じ。）

１　貸付金債権等が公債、社債その他これらに準ずる債券の場合　購入

２　借入金等が長期借入金の場合　主たる債務者の借入

３　借入金等が公債、社債その他これらに準ずる債券の場合　主たる債務者の発行

注２：償還とは、保証約款に係る場合にあっては、主たる債務の償還をいう。（以下(3)において同じ。）

①　貸出の期間は、次の式により算出する。ただし、ＷＡＤが０．５未満となる場合はＷＡＤを貸出の期間とし、貸出の回数が１の場合は貸出の期間を０とする。

貸出の期間＝（ＷＡＤ－０．２５）÷０．５

ＷＡＤとは、Weighted Average Life of The Disbursement Periodのことをいい、次の式により算出する。

ＷＡＤ＝×Ｔｙｎ

|  |  |
| --- | --- |
| ｎ | 貸出の回数 |
| Ｒｉ | 第ｉ回目の貸出（第ｉ回目の貸出の元本×Ｔｄｉ÷貸出の元本の総額） |
| Ｔｄｉ | 第ｉ回の貸出の日から起算して起算点までの日数 |
| Ｔｄｎ | 第１回の貸出の日から起算して起算点までの日数 |
| Ｔｙｎ | 第１回の貸出の日から起算して起算点までの年数 |

注１：ＷＡＤの計算の各過程（ＷＡＤ、Ｒｉ及びＴｙｎを除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。

注２：ＷＡＤ及びＴｙｎは、小数点以下第３位を四捨五入し、第２位までを有効とする。

注３：起算点は、上記Ⅰ(10)の規定にかかわらず、最終の貸出の実行日とする。（以下②において同じ。）

注４：Ｔｙｎは、翌年の第１回の貸出の日の応答日の前日までを１年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の第１回の貸出の日の応答日の前日までの日数で年換算した数値とする。

注５：Ｒｉは小数点以下第７位を四捨五入し、第６位までを有効とする。

②　償還の期間は、次の式により算出する。ただし、ＷＡＲが０．５未満となる場合はＷＡＲを償還の期間とする。

償還の期間＝（ＷＡＲ－０．２５）÷０．５

ＷＡＲとは、Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。

ＷＡＲ＝×Ｔｙn

|  |  |
| --- | --- |
| ｎ | 償還の回数 |
| Ｒｉ | 第ｉ回目の償還（第ｉ回目の償還の元本×Ｔｄｉ÷償還の元本の総額） |
| Ｔｄｉ | 起算点から第ｉ回目の償還の期限までの日数 |
| Ｔｄｎ | 起算点から最終の償還の期限までの日数 |
| Ｔｙｎ | 起算点から最終の償還の期限までの年数 |

注１：ＷＡＲの計算の各過程（ＷＡＲ、Ｒｉ及びＴｙｎを除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。

注２：ＷＡＲ及びＴｙｎは、小数点以下第３位を四捨五入し、第２位までを有効とする。

注３：Ｔｙｎは、翌年の起算点の応答日までを１年として年換算し、端数の日数については、最終の償還の期限の後の最初の起算点の応答日までの日数で年換算した数値とする。

注４：Ｒｉは小数点以下第７位を四捨五入し、第６位までを有効とする。

(4)　ｃは、プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、借入人（保証約款に係る場合にあっては、保証債務に係る主たる債務者をいう。以下同じ。）が生み出す生産物を買い取る者（以下(4)において「オフテイカー」という。）の借入人に対する買取代金の支払いについてオフテイカーが所在する国の政府の保証が付されている海外事業資金貸付又は保証債務の場合であって、かつ、当該政府の保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、貸付金約款第３条第９号又は保証約款第３条第１号リの事由としててん補する場合は、上記(1)の表のとおりとし、その他の場合は、１．０とする。

(5)　ｄは、次のとおりとする。

①　次に掲げるいずれかの外国法人がアセアン諸国又は日本政府との間で経済連携協定を締結した国若しくは当該協定の締結に向けた取組を行っている国において発行する現地通貨建て債券に係る債務を保証する場合（次に掲げる本邦法人又は本邦人が被保険者となる場合を除く。）であって、保証約款第３条第１号イ若しくはハに規定する事由により保証債務を履行したことにより受ける損失又は同号リに規定する事由であって当該債券の発行を行った国から送金が行われないことにより、当該債券の償還が期限までに行われないことによって保証を履行したことにより受ける損失をてん補しない場合は、０．２５とする。

(ⅰ)　本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の２分の１を超えて保有している外国法人

(ⅱ)　本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数（役員会において議決権を有する者に限る。以下同じ。）の２分の１を超える役員数を占めている外国法人

(ⅲ)　本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の４分の１を超え２分の１以下を保有している場合で、次のいずれかの条件に該当している外国法人

(ｲ) 当該外国法人の筆頭株主であること。

(ﾛ) 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数の４分の１を超える役員数を占めていること。

(ⅳ)　上記(ⅰ)から(ⅲ)までに掲げるもののほか、本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の経営を実質的に支配していると日本貿易保険が認めた外国法人

②　本邦法人（被保険者となる場合を除く。）が、本邦外において事業を行う本邦法人の連結の範囲に含められる子会社又はこれに準ずるとして日本貿易保険が認めた本邦法人の子会社の貸付金等（貸付金約款において規定する「貸付金等」をいう。）又は借入金等（保証約款において規定する「借入金等」をいう。）の償還に対する保証を行う場合は、０．２５とする。

③　その他の場合は、１．０とする。

(6)　上記の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱についてに規定する資源エネルギー総合保険Ｂ特約（以下［１０］において「Ｂ特約」という。）又は劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年6月21日07－制度－00026）に規定する劣後ローン特約（以下［１０］において「劣後ローン特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の基本保険料率は、保険年度ごとの平均残高に付保率を乗じて得た額当たりに次のとおりとし、年払い方式とする。

注１　保険年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。ただし、第１回の資金貸付を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日（以下「第１保険年度の開始日」という。）の属する年度においては、第１保険年度の開始日から３月31日までとし、最終の償還の日（保証債務の負担の場合においては、最終の償還の日又は保証債務の終期のいずれか早い日。以下同じ。）の属する年度においては、４月１日から当該最終の償還の日までとする。

注２　平均残高は、１年間における毎日の元本の残高の合計額（貸付金等のすべてを対象とする保険契約については、１年間における毎日の元本の残高及び利子の残高の合計額）を当該１年間の日数で除して得た額をいう。

①　貸付金等のうち元本のみを対象とする保険契約（以下「非償還型」という。）については下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ | Ｈ |
| 基本保険料率 | 0.174％ | 0.217％ | 0.259％ | 0.301％ | 0.364％ | 0.421％ | 0.475％ | 0.617％ |

②貸付金等のすべてを対象とする保険契約については、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ | Ｈ |
| 基本保険料率 | 0.202％ | 0.251％ | 0.288％ | 0.343％ | 0.412％ | 0.580％ | 0.659％ | 0.847％ |

③　Ｂ特約第二章及び第三章並びに劣後ローン特約第一章及び第二章の各第１条第5号に定めるてん補事由をてん補対象としない保険契約（非償還型に限る。）については、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ | Ｈ |
| 基本保険料率 | 0.125％ | 0.155％ | 0.185％ | 0.215％ | 0.260％ | 0.301％ | 0.340％ | 0.441％ |

２　上記１に規定する係数表における国カテゴリー

(1)　貸付金約款に係る場合にあっては、海外事業資金貸付を行った国の国カテゴリーとし、海外事業資金貸付を行った国と事業を行った国が異なるときは、いずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国又は事業を行った国と当該貸付金等の償還に対する保証を行った国が異なるときには、当該保証国の国カテゴリーとする。

(2)　保証約款に係る場合にあっては、借入人の所在する国の国カテゴリーとし、当該借入人の所在する国と事業を行った国が異なるときは、いずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。ただし、借入人の所在する国又は事業を行った国と借入金等に対する保証（被保険者が行う保証債務の負担を除く。）を行った国が異なるときには、当該保証国の国カテゴリーとする。

(3)　上記(1)、(2)にかかわらず、Ｂ特約又は劣後ローン特約を付して保険契約を締結する場合

の国カテゴリーは、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結する場合

にあっては、借入人の所在する国）の国カテゴリーとし、海外事業資金貸付を行った国（保

証債務に係る保険契約を締結する場合にあっては、借入人の所在する国）、事業を行った国又

は重要資産等の存在する国が異なるときは、これらのうちいずれか係数の大きい国の国カテ

ゴリーとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国、事業を行った国又は重要資産等の存

在する国と当該貸付金等の償還に対する保証を行った国が異なるときには、当該保証国の国

カテゴリーとする。

３　割増料率は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合にあっては、上記１で算出した基本保険料率に、次の(1)又は(2)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た係数を乗じて得た率を保険料率とし、次の(3)に該当する場合にあっては、上記１で算出した基本保険料率に、次の(3)に規定するものを加えた率を保険料率とする。

(1)　海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書、海外事業資金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書、資源エネルギー総合保険Ｂ特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約又は劣後ローン特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約を付して保険契約を締結する場合（貸付金等又は保証債務がアメリカ合衆国ドルで償還される場合及び上記１(5)において０．２５が適用される場合を除く。）　１.２７

(2)　海外事業資金貸付に係る保険料を分割して納付する場合の割増料率は、上記１の基本保険料率に次の式により算出した係数（小数点以下第４位を四捨五入し、第３位までを有効とする。）を乗じて得た率とする。

１　 P－1 １

＋ Σ 　 　×（１＋Ｒ)ｎ

Ｐ　 n＝1 Ｐ

①　Ｐは、分割の回数とする。

②　Ｒは、償還が行われる通貨（保証約款に係る場合にあっては、保証債務を履行する通貨）に適用される海外事業資金貸付のための契約（保証約款に係る場合にあっては、保証契約）の締結の日における市中貸出基準金利（Commercial Interest Reference Rate）とする。

③　nは、保険契約締結日から各分割保険料の支払日までの期間が１年以内の場合は１とし、当該期間が１年を超える場合は１に１年を超える期間の１年又はその端数ごとに１を加える。

(3)　海外事業資金貸付の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該海外事業事業資金貸付の相手方等が行う事業その他海外事業資金貸付に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、当該海外事業資金貸付の相手方が重要資産等を外国政府等による当該契約の不履行若しくはこれに反する行為によって侵害されたこととして、てん補の対象とする場合の割増保険料率は、上記１の基本保険料率に０．２％を加えた率とする。

Ⅲ　その他

［１］保険料の額の計算上生ずる端数の取扱い

保険料の額及び返還保険料の額の計算において、１円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。ただし、保険契約について特約の締結がなされている場合にあっては、当該特約に定める算定方法による。

［２］内容変更承認時に納付すべき保険料の額は、変更後の内容を基礎として上記Ⅱの規定により算定した保険料の額が当該変更前の内容を基礎として上記Ⅱの規定により算定した保険料の額（輸出手形保険約款に係る保険契約にあっては、当該変更前に納付されている保険料の額）を超えるときは、その差額とする。

［３］上記Ⅱの規定にかかわらず、次の場合には、次の保険料等を徴収する。

１　保険契約締結時の最低保険料

(1)　貿易一般保険約款に係る個別保険の保険契約にあっては、上記Ⅱ［１］の規定により算出された額が、10,000円に満たない場合の保険料の額は、10,000円とする。

(2)　限度額設定型貿易保険約款、中小企業輸出代金保険約款又は輸出手形保険約款に係る保険契約にあっては、それぞれ上記Ⅱ［３］、［４］又は［６］の規定により算出された額が3,000円に満たない場合の保険料の額は、3,000円とする。

２　保険の申込み等の遅滞及び脱漏に係る保険料

(1)　貿易一般保険包括保険特約書（上記Ⅰ(13)から(16)までに規定するものをいう。以下(2)において同じ。）及び輸出保証保険包括保険特約書において特約締結者（設備財等特約書又は消費財特約書にあっては、輸出者等。以下(2)において同じ。）の故意若しくは過失により保険の申込み又は輸出契約等の重大な内容変更等の通知を著しく遅滞若しくは脱漏したとき（日本貿易保険の調査、保険事故の発生等により判明したものに限る。）の当該案件に係る保険料の額は、この規程に基づき算出する保険料の額の２倍に相当する額とする。

(2)　日本貿易保険は、貿易一般保険包括保険特約書及び輸出保証保険包括保険特約書において特約締結者の故意若しくは重大な過失により保険の申込み又は輸出契約等の重大な内容変更等の通知を著しく遅滞若しくは脱漏したとき（上記(1)に該当するものを除く。）は、当該特約締結者に係る保険契約について、期間を定めてこの規程に基づく保険料の額の２倍の範囲内において日本貿易保険が定めた数値（１を超える数値に限る。）を乗じて得た額を当該保険契約の保険料の額とすることができる。

（3)　日本貿易保険は、簡易通知型包括保険において保険契約者の故意若しくは重大な過失により船積確定通知又は輸出契約等の重大な内容変更等の通知を通知期限から１月を超えて遅滞若しくは脱漏したときは、当該保険契約者に係る保険契約について、期間を定めてこの規程に基づく保険料の額の２倍の範囲内において日本貿易保険が定めた数値（１を超える数値に限る。）を乗じて得た額を当該保険契約の保険料の額とすることができる。

３　延滞金の請求

日本貿易保険は、保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を納付しなかったときは、保険料及び当該保険料について日本貿易保険が指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95％の割合で計算した延滞金を請求することができる。

［４］返還保険料

保険料は、各約款及び各特約書の規定に従い返還する。ただし、返還すべき保険料が精算の場合又は日本貿易保険の責めに帰する事由により保険料の過納が行われた場合を除き、次の１若しくは２に該当する場合又は３に規定する額は返還しない。

１　貿易一般保険（消費財特約書に係る保険契約を除く。）、貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険にあっては、返還すべき保険料の額が100,000円未満の場合

２　貿易一般保険（消費財特約書に係る保険契約に限る。）、限度額設定型貿易保険、中小企業輸出代金保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払輸入保険及び海外投資保険にあっては、返還すべき保険料の額が30,000円未満の場合

３　海外事業資金貸付保険（上記Ⅱ［10］１に該当する保険契約（(6)に該当するものを除く。）に限り、上記１に該当する場合を除く。）にあっては、次に掲げる額

(1)　既収保険料の額（当該返還すべき事由に係る日本貿易保険への通知の直前の保険契約において確定した保険料の額をいう。以下(2)において同じ。）が次の式により算出した額（以下３において「算出額」という。）を超え、既収保険料の額から返還すべき保険料の額を控除した額が算出額未満となる場合

（保険契約締結日における非常事由に係る保険金額×非常事由に係るb）＋（保険契約締結日における信用事由に係る保険金額×信用事由に係るb）

（注）上記算式中のbは上記Ⅱ［10］１に規定するものをいう。

返還すべき保険料の額のうち、当該控除した額と算出額との差額に相当する額

(2)　既収保険料の額が算出額以下の場合

返還すべき保険料の額

［５］適用除外

各約款に規定する「重大な内容変更等」以外の変更について当該変更の通知が行われない場合は、当該変更に係る保険料の徴収又は返還は行わない。

［６］訂正内容変更における差額保険料の徴収又は返還

設備財等特約書、消費財特約書又は企業総合特約書に係る保険契約の訂正内容変更における保険料は、訂正前の保険料の額と訂正後の保険料の額との差額が1,000円未満の場合は、当該差額の徴収又は返還は行わない。

［７］外部機関を利用して調査・検討を行う場合の費用負担

日本貿易保険が、貿易保険の保険契約の締結に際して、外部の機関を利用して環境配慮その他の調査・検討を行う場合、当該保険契約の締結を求める者に対して、当該調査・検討に要する費用の負担を求めることができる。

［８］日本貿易保険の職員等がプロジェクトの関係者等と協議・検討を行う場合の費用負担

プロジェクト・ファイナンス案件又はコーポレート・ファイナンス案件（政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行又は一流銀行（日本貿易保険が認めた銀行に限る。）が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がないものに限る。）に係る保険契約締結の内諾を申請する者の要請に応じて、日本貿易保険の職員又は日本貿易保険が委託する弁護士その他の者が外国において、事業内容及びファイナンス・スキーム等についてプロジェクトの関係者等と協議・検討を行う場合、日本貿易保険は当該内諾を申請する者に対して、当該協議・検討に要する交通費、宿泊費、通信費、旅行雑費及び弁護士報酬等の費用の負担を求めることができる。

［９］保険料率（基本保険料率を含む。）は、特に定める場合を除き、小数点以下第４位を四捨五入し第３位までを有効とする。

附　則

１　この規程は、平成16年10月１日以降、保険申込書を受理した案件より適用する。ただし、次の案件については、平成17年９月30日までの間に限って、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成13年４月１日01-制度-00059。以下「旧規程」という。）を適用するものとする。

1. 平成16年９月30日までに内諾を取得している案件
2. 平成16年７月31日までに輸出契約等を締結済であるにもかかわらず、輸出契約等の発効日が到来しない（船舶輸出組合の案件で、建造許可前の案件を含む。）ために、10月１日以降の保険申込みとなる案件
3. 旧規程によって商談進行中である案件であって、旧規程による保険契約を希望する案件（契約金額が１０億円以上の案件であって、平成16年７月31日までに日本貿易保険に事前登録されているものに限る。）

２　平成16年９月30日までに保険申込書を受理した案件にあっては、Ⅱ［２］の規定を除き、当分の間、旧規程を適用する。

附　則

この改正は、平成16年10月１日から実施する。

附　則

１　この改正は、平成17年４月１日から実施する。ただし、Ⅱ［４］の規定並びにⅢ［３］１(2)、［４］ 及び［９］中、中小企業輸出代金保険に係る規定は、平成17年４月１日以降、中小企業輸出代金保険約款の施行日から実施する。

２　貿易保険の保険料率等に関する規程（平成13年４月１日 01-制度―00059。以下「旧規程」という。）を適用する案件にあっては、旧規程の別表第２０中、貿易一般保険（短期）欄中の国カテゴリーＡに係る国倍率の０．４を０．２として適用する。

附　則

　この改正は、平成17年４月14日から実施するものとする。

附　則

　この改正は、平成17年４月28日から実施するものとする。

附　則

　この改正は、平成17年10月１日以降、保険申込書を受理した案件より適用する。ただし、次の案件については、平成18年９月30日までに保険契約を締結する場合に限り、改正前の規定を適用するものとする。

(1)平成17年９月30日までに内諾を取得している案件

(2)改正の日において商談進行中である案件であって、改正前の規定によって保険契約の締結を希望する案件（平成17年８月31日までに日本貿易保険に事前登録されているものに限る。）

附　則

　この改正は、平成17年10月１日から実施するものとする。

附　則

　この改正は、平成18年４月１日から実施するものとする。

附　則

　この改正は、平成18年10月16日から実施するものとする。

附　則

　この改正は、平成18年11月１日から実施するものとする。

附　則

１　この改正は、平成19年４月１日以降、保険契約申込書を受理した案件より適用する。

　　ただし、貿易一般保険包括保険（電線）特約書の定めに従い平成19年３月31日までの期間に締結した輸出契約等又は貿易一般保険包括保険（自動車）特約書の定めに従い平成19年３月31日までの期間に貨物を輸出した輸出契約について保険契約申込書を受理した案件については、改正前の規程を適用する。

２　平成17年12月31日以前から継続して企業総合特約書を締結している者であって、平成17年度及び平成18年度の２年度間の損害率（平成17年４月２日以降に企業総合特約書を締結した者にあっては、別表第１第２号(2)①中「企業総合特約書更新時の直近２年間」とあるのは「企業総合特約書締結時から平成18年３月31日までの間」と読み替えて算定したもの）が20％未満のものに係る平成19年度における保険成績調整係数は、別表第１第２号(1)の規定にかかわらず、0.70とする。

３　平成16年４月１日以降継続して設備財等特約書の対象であった者が平成19年度中に新たに企業総合特約書を締結した場合の保険成績調整係数の算定については、これらの者が次表に定める日から平成19年３月31日までの間に設備財等特約書に基づいて締結した保険契約は短期総合保険特約書又は企業総合特約書に基づいて締結されたものとみなして関係規定を適用する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①平成14年４月１日以前から継続して設備財等特約書の対象であった者 | 平成14年４月１日 |  |
| ②平成15年４月１日以降継続して設備財等特約書の対象であった者（①に該当する者を除く。） | 平成15年４月１日 |
| ③平成16年４月１日以降継続して設備財等特約書の対象であった者（①又は②に該当する者を除く。） | 平成16年４月１日 |

４　前項の者が企業総合特約書を更新する場合における平成20年度の保険成績調整係数の算定については、別表第１第２号(2)中「企業総合特約書に基づいて締結された保険契約」とあるのは「設備財等特約書又は企業総合特約書に基づいて締結された保険契約」と読み替えるものとする。

附　則

　この改正は、平成19年４月１日から実施するものとする。

附　則

１　この改正は、平成19年７月１日から実施する。

ただし、改正の日において商談進行中である案件であって、改正前の規定によって保険契約の締結を希望する案件（平成19年7月31日までに内諾の申請を行い、内諾を取得しているものに限る。）については、平成20年1月31日までに保険契約を締結する場合に限り、改正前の規定を適用することができるものとする。

２　改正後のⅠ(9)の規定中「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND　PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600）」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No.500）若しくは信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600）」とする。

附　則

　この改正は、平成19年８月１日から実施するものとする。

附　則

この改正は、平成20年4月1日以降、保険契約申込書を受理した案件より適用する。ただし、設備財等特約書、技術提供等特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する案件であって、輸出契約等締結日（発効条件が付されている輸出契約等にあっては、当該契約の発効日。）が平成20年2月29日以前のものについては、改正前の規程を適用する。

附　則

　この改正は、平成20年10月１日から実施するものとする。

附　則

この改正は、平成21年１月５日から実施するものとする。

ただし、平成21年１月４日までに内諾を取得している案件に係る保険契約を締結する場合には、改正前の規定を適用するものとする。

附　則

　この改正は、平成21年２月20日から実施するものとする。

附　則

この改正は、平成21年４月１日以降、保険契約申込書を受理した案件より適用する。

ただし、貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書の定めに従い平成21年３月31日までの期間に締結した輸出契約について保険契約申込書を受理した案件については、改正前の規程を適用する。

附　則

　この改正は、平成22年２月１日から実施するものとする。

附　則

　この改正は、平成22年７月１日から実施するものとする。

附　則

　この改正は、平成22年10月１日から実施するものとする。

別表第１

企業総合特約書に基づく信用事由に係る係数ｃは、次の１及び２に規定する係数を乗じて得た数値とする。

１　信用事由に係る保険金支払限度額に関する割増係数は、ＩＬＣにより決済される輸出契約等若しくは政府開発援助契約等又は代金等の支払人が開始日等においてＧＳ格、ＧＡ格、ＧＥ格、ＳＡ格、ＥＥ格、ＥＡ格若しくはＰＵ格の輸出契約等にあっては、１.００とし、代金等の支払人が開始日等においてＥＭ格又はＥＦ格の輸出契約等にあっては、次のとおりとする。

(1)　企業総合保険特約書第５条第２号に規定する信用事由に係る保険金支払限度額（以下「支払限度額」という。）を開始日等においてＥＭ格又はＥＦ格の者について設定する場合（貿易一般保険運用規程（平成13年4月1日　01-制度-00034）第60条第2項ただし書きに定める支払限度額の変更又は同条第3項に定める支払限度額の増額及び同条第4項に定める支払限度額の減額を含む）であって、設定する当該支払限度額が貿易一般保険運用規程第59条第２項に規定する暫定限度額に１.２を乗じて得た額を超える場合は、次の式により算定した係数とする。ただし、１．９０を上限とする。

（支払限度額÷暫定限度額―１）×０.１＋１

注：（　）内の数値は、小数点以下第２位を切り上げ第１位までを有効とする。

(2)　 貿易一般保険運用規程第59条第４項１号又は第２号に該当する場合に支払限度額を設定するときには１.９０。ただし、企業総合特約書第２条第１項の規定により、新たに登録される輸出契約等の相手方（企業総合特約書第２条第２項の規定により登録を削除して２年を経過していないものを除く。）を除く。

(3)　上記(1)及び(2)以外の場合は１.００

２　信用事由に係る損害率に関する割増・割引係数（以下「保険成績調整係数」という。）は、企業総合特約書の締結時又は更新時に、企業総合特約書の締結者ごと又は企業総合特約書附帯別表第１第２号に定める部門ごとに、次のとおりとし、当該特約書の適用される期間中適用する。ただし、保険契約締結日においてＰＵ格の者を代金等の支払人とする輸出契約等（ＩＬＣにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。）の保険成績調整係数は、１.００とする。

(1)　企業総合特約書の更新前に適用された保険成績調整係数を「基礎調整係数」とし、企業総合特約書更新時に次の(2)に従って算出した損害率に該当する次の表の右欄に掲げる保険成績調整係数を「暫定調整係数（企業総合特約書更新時に当該係数の算定根拠となる保険金支払額、期末未払保険金、期首未払保険金、回収金及び既収した保険料の額の全てについて実績がない場合は１.００とする。）」として、基礎調整係数と暫定調整係数がかい離している場合は、次の表において基礎調整係数を暫定調整係数の方向に①又は②に規定する段階分移動した段階の右欄の係数を保険成績調整係数とする。ただし、企業総合特約書の締結時（(3)に該当する場合を除く。）においては１.００とする。

①　基礎調整係数と暫定調整係数のかい離が次の表において３段階以下の場合には、１段階

②　基礎調整係数と暫定調整係数のかい離が次の表において４段階以上の場合には、２段階

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 損 害 率 | 保険成績調整係数 | 損 害 率 | 保険成績調整係数 |
| 20％未満 | ０．７０ | 103％以上110％未満 | １．０６ |
| 20％以上 40％未満 | ０．７６ | 110％以上120％未満 | １．１２ |
| 40％以上 60％未満 | ０．８２ | 120％以上140％未満 | １．２４ |
| 60％以上 80％未満 | ０．８８ | 140％以上160％未満 | １．３６ |
| 80％以上 98％未満 | ０．９４ | 160％以上180％未満 | １．４８ |
| 98％以上103％未満 | １．００ | 180％以上200％未満 | １．６０ |
|  | 200％以上 | １．６０以上 |

 (2) 損害率は、企業総合特約書に基づいて締結された保険契約の船後危険の信用事由により受ける損失に係るものを対象とし、次の算式により算定する。（小数点以下第３位を四捨五入）

保険金支払額＋期末未払保険金―期首未払保険金―回収金

損害率（％）＝　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×１００

Σ（既収した保険料の額÷保険成績調整係数）

①　保険金支払額は、企業総合特約書更新時の直近２年間（以下「対象期間」という。）に支払われた保険金の額の合計とする。

②　期首未払保険金及び期末未払保険金は、それぞれ対象期間の期首又は期末において、保険金請求に係る保険金が未払となっている額とする。

③　回収金は、対象期間の回収金納付通知書に基づく納付額とする。

④　保険成績調整係数は、徴収した保険料を算出した際に適用されていた当該係数とする。

(3)　新たに企業総合特約書を締結する者（以下「新規締結者」という。）が、締結する日の属する年度（以下｢締結年度｣という。）の前年度まで３年以上継続して設備財等特約書の対象者であった場合にあっては、新規締結者が締結年度の前年度を含み5年前の4月1日から締結年度の前年度末までに設備財等特約書に基づいて締結した保険契約は短期総合保険特約書又は企業総合特約書に基づいて締結されたものとみなして、上記(1)及び(2)の更新時に係る規定を適用する。

別表第２

限度額設定型貿易保険

（保険金支払限度額当たりの保険料率）

|  |  |
| --- | --- |
| 保険契約締結日における輸出契約等の相手方の格付 | 国カテゴリー別保険料率（年率） |
| Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ |
| ＧＳ格、ＧＡ格、ＧＥ格、ＳＡ格又はＥＥ格 | 0.674％ | 1.085％ | 1.668％ | 2.180％ | 2.795％ | 3.147％ | 4.538％ |
| ＥＡ格 | 1.168％ | 1.580％ | 2.163％ | 2.676％ | 3.291％ | 3.642％ | 5.033％ |
| ＥＭ格又はＥＦ格 | 3.110％ | 3.523％ | 4.106％ | 4.619％ | 5.234％ | 5.586％ | 6.978％ |

注１ 国カテゴリーは、輸出契約等の相手方が所在する国の国カテゴリーとする。

注２ 限度額設定型貿易保険運用規程（平成15年４月１日　03-制度-00019）第3条第2項に定める保険金支払限度額を増額した場合においては、上記表中に定める保険契約締結日を保険金支払限度額の増額を行った日と読み替える

別表第３

簡易通知型包括保険約款に基づく信用事由に係る係数ｃは、次に規定する損害率に関する割増・割引係数（以下「保険成績調整係数」という。）とする。

　　保険成績調整係数は、簡易通知型包括保険契約の締結時又は更改時に、簡易通知型包括保険契約の契約者ごと又は簡易通知型包括保険証券に定める部門ごとに、次のとおりとし、当該保険年度の期間中適用する。ただし、引受基準適用日においてＰＵ格の者を代金等の支払人とする輸出契約等（ＩＬＣにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。）の保険成績調整係数は、１.００とする。

(1)　簡易通知型包括保険契約の更改前に適用された保険成績調整係数を「基礎調整係数」とし、簡易通知型包括保険契約更改時に次の(2)に従って算出した損害率に該当する次の表の右欄に掲げる保険成績調整係数を「暫定調整係数（簡易通知型包括保険契約更改時に当該係数の算定根拠となる保険金支払額、期末未払保険金、期首未払保険金、回収金及び既収した保険料の額の全てについて実績がない場合は１.００とする。）」として、基礎調整係数と暫定調整係数がかい離している場合は、次の表において基礎調整係数を暫定調整係数の方向に①又は②に規定する段階分移動した段階の右欄の係数を保険成績調整係数とする。ただし、簡易通知型包括保険契約の締結時（(3)に該当する場合を除く。）においては１.００とする。

①　基礎調整係数と暫定調整係数のかい離が次の表において３段階以下の場合には、１段階

②　基礎調整係数と暫定調整係数のかい離が次の表において４段階以上の場合には、２段階

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 損 害 率 | 保険成績調整係数 | 損 害 率 | 保険成績調整係数 |
| 20％未満 | ０．７０ | 103％以上110％未満 | １．０６ |
| 20％以上 40％未満 | ０．７６ | 110％以上120％未満 | １．１２ |
| 40％以上 60％未満 | ０．８２ | 120％以上140％未満 | １．２４ |
| 60％以上 80％未満 | ０．８８ | 140％以上160％未満 | １．３６ |
| 80％以上 98％未満 | ０．９４ | 160％以上180％未満 | １．４８ |
| 98％以上103％未満 | １．００ | 180％以上200％未満 | １．６０ |
|  | 200％以上 | １．６０以上 |

(2) 損害率は、簡易通知型包括保険約款に基づいて成立した保険関係の船後危険の信用事由により受ける損失に係るものを対象とし、次の算式により算定する。（小数点以下第３位を四捨五入）

損害率（％）＝（保険金支払額＋期末未払保険金―期首未払保険金―回収金）/Σ（既収した保険料の額÷保険成績調整係数）×１００

①　保険金支払額は、簡易通知型包括保険契約更改時の直近２年間（以下「対象期間」という。）に支払われた保険金の額の合計とする。

②　期首未払保険金及び期末未払保険金は、それぞれ対象期間の期首又は期末において、保険金請求に係る保険金が未払となっている額とする。

③　回収金は、対象期間の回収金納付通知書に基づく納付額とする。

④　保険成績調整係数は、徴収した保険料を算出した際に適用されていた当該係数とする。

(3)　新たに簡易通知型包括保険契約を締結する者（以下「新規締結者」という。）が、締結する日の属する年度（以下｢締結年度｣という。）の前年度まで３年以上継続して設備財等特約書又は企業総合特約書の対象者であった場合にあっては、新規締結者が締結年度の前年度を含み5年前の4月1日から締結年度の前年度末までに設備財等特約書又は企業総合特約書に基づいて締結した保険契約は簡易通知型包括保険約款に基づいて成立した保険関係とみなして、上記(1)及び(2)の更改時に係る規定を適用する。

別表第４

輸出手形保険

 （保険金額当たりの保険料率）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手形の買取日から起算して手形の満期日までの期間 | 非常事由に係る場合 | 信用事由に係る場合 |
| 一覧後定期払の荷為替手形のうち引受があったときに付属貨物を引き渡すもの　（以下「Ｄ／Ａ手形」という。） | 支払があったときに付属貨物を引き渡すもの（以下「Ｄ／Ｐ手形」という。） |
| 10日以内のもの 10日を超え 20日以内のもの 20日を超え 30日以内のもの 30日を超え 40日以内のもの 40日を超え 50日以内のもの 50日を超え 60日以内のもの 60日を超え 90日以内のもの 90日を超え120日以内のもの120日を超え150日以内のもの150日を超え180日以内のもの180日を超え210日以内のもの210日を超え240日以内のもの240日を超え270日以内のもの270日を超え300日以内のもの300日を超え330日以内のもの330日を超え360日以内のもの360日を超え390日以内のもの390日を超え420日以内のもの420日を超え450日以内のもの450日を超え480日以内のもの480日を超え510日以内のもの510日を超え540日以内のもの540日を超え570日以内のもの570日を超え600日以内のもの600日を超え630日以内のもの630日を超え660日以内のもの660日を超え690日以内のもの690日を超え720日以内のもの | ０．２２０％０．２４１％０．２６２％０．２９２％０．３２２％０．３５２％０．４４３％０．５３３％０．６２３％０．７１３％１．２２０％１．７２７％２．２３４％２．７４２％３．２４９％３．７５６％４．０３２％４．３０２％４．５７２％４．８４３％５．１１３％５．３８３％５．６５４％５．９２４％６．１９４％６．４６４％６．７３５％７．００５％ | ０．２４４％０．２６８％０．２９２％０．３２４％０．３５６％０．３８８％０．４８８％０．５８８％０．６８８％０．７８８％１．３４８％１．９０８％２．４６８％３．０２８％３．５８８％４．１４８％４．４５６％４．７５６％５．０５６％５．３５６％５．６５６％５．９５６％６．２５６％６．５５６％６．８５６％７．１５６％７．４５６％７．７５６％ | Ｄ／Ａ手形料率に０．１３２を乗じて得た料率 |

ただし、

①　Ｄ／Ａ手形及びＤ／Ｐ手形に係る保険料率は、それぞれ一覧後満期までの期間に１０日を加えた期間を「手形の買取日から起算して手形の満期までの期間」とした場合の保険料率とする。

②　一覧払の荷為替手形に係る保険料率は、「手形の買取日から起算して手形の満期までの期間」が２０日の場合の「非常事由に係る場合」及び「信用事由に係る場合」のＤ／Ｐ手形の保険料率とする。

③　ＩＬＣ付きＤ／Ａ手形の場合の「信用事由に係る場合」の保険料率は、Ｄ／Ｐ手形の保険料率とする。

別表第５

海外投資保険

基本保険料率（年率）は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ | Ｈ |
| 非償還型 | 0.174％ | 0.217％ | 0.259％ | 0.301％ | 0.364％ | 0.421％ | 0.475％ | 0.617％ |
| 混 合 型 | 0.202％ | 0.251％ | 0.288％ | 0.343％ | 0.412％ | 0.580％ | 0.659％ | 0.847％ |
| 償 還 型 | 0.252％ | 0.294％ | 0.349％ | 0.420％ | 0.504％ | 0.580％ | 0.659％ | 0.848％ |

 （保険金額当たりの基本保険料率）

注１ 非償還型とは、株式約款のうち元本のみを対象とする保険契約又は不動産約款による保険契約をいう。

注２ 混合型とは、株式約款のうち元本及び配当金等を対象とする保険契約をいう。

注３ 償還型とは、株式約款のうち配当金等のみを対象とする保険契約をいう。

別表第５の２

海外投資保険

基本保険料率（年率）は、次のとおりとする。

（保険金額当たりの基本保険料率）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ | Ｈ |
| 送金リスク不てん補型 | 0.125％ | 0.155％ | 0.185％ | 0.215％ | 0.260％ | 0.301％ | 0.340％ | 0.441％ |